



第7期 定時株主総会 招集ご通知

キオクシアホールディングス株式会社
証券コード：285A

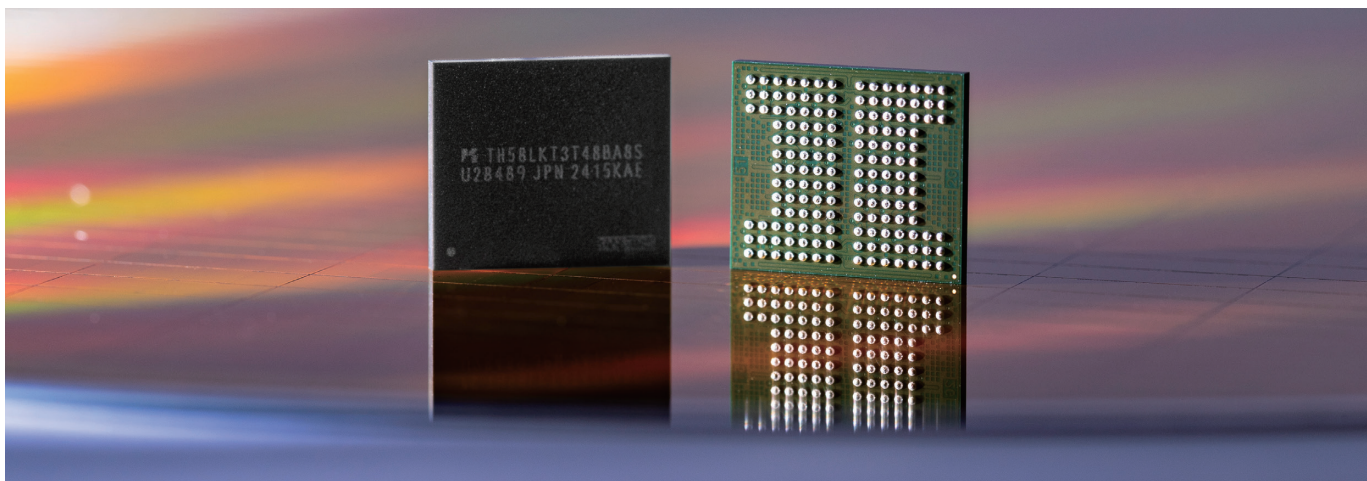
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

東京都新宿区大久保三丁目8番2号
ベルサール高田馬場

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第3号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額
及び内容決定の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額
及び内容決定の件



ごあいさつ



代表取締役社長
早坂 伸夫

株主の皆さまには平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社は、株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのおかげをもちまして、2024年12月18日に東京証券取引所プライム市場に新規上場いたしました。

キオクシアグループは「『記憶』で世界をおもしろくする」というミッションのもとに世界中の人々にさまざまな価値をもたらす、フラッシュメモリ・SSDのリーディングカンパニーです。「キオクシア」とは、日本語の「記憶（KIOKU）」と、ギリシャ語の「価値（AXIA）」に由来します。私たちは1987年にNAND型フラッシュメモリを発明して以来「記憶」の技術をコアにデジタル社会の発展を支えてきました。

2024年度は販売単価の上昇や記憶容量ベースの出荷量の増加、為替の好影響等により売上収益、営業利益、親会社の所有者に帰属する当期利益のいずれも、2018年度の東芝グループからの独立以来最高の業績を達成しました。

今後、生成AIの普及に伴ってデータ活用のニーズが多様化し、世界中で生成されるデータ量はさらに増加する見込みです。情報を記憶する重要な部品を供給するキオクシアの役割はますます広がっていきます。引き続き企業価値の向上を目指してまいりますので、株主の皆さまにおかれましては今後も変わらぬご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

2025年6月

目次

ミッション

「記憶」で世界をおもしろくする

「記憶」の可能性を追求し、
新しい価値を創り出すことで、
これまでにない体験や経験を生み出し、
世界を変えていく

ビジョン

「記憶」の技術をコアとして、
一人ひとりの新たな未来を実現できる
製品やサービス、仕組みを提供する

ごあいさつ

第7期定時株主総会招集ご通知 1

議決権行使のご案内 3

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件 6

第2号議案 取締役の報酬等の額改定の件 15

第3号議案 取締役に対する勤務継続型

株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件... 16

第4号議案 取締役に対する業績連動型

株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件... 19

事業報告

1 企業集団の現況 25

2 会社の現況 35

連結計算書類 49

計算書類 52

監査報告 55

株 主 各 位

証券コード 285A
2025年6月12日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

東 京 都 港 区 芝 浦 三 丁 目 1 番 2 1 号
キオクシアホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 社 長 早 坂 伸 夫

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kioxia-holdings.com/ja-jp/ir/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（「銘柄名（会社名）」に「キオクシアホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「285A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、以下又は3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使される場合



議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

インターネット等により
議決権を行使される場合



4頁「インターネット等による議決権行使のご案内」に従い、2025年6月26日（木曜日）午後5時15分（日本時間）までに各議案に関する賛否のご入力を完了してください。

書面（郵送）により
議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時15分（日本時間）までに到着するようご投函ください。

1 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 ベルサール高田馬場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項 報告事項 1. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第3号議案 取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件

4 議決権行使のご案内 ・ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
・ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
・ 後述の【議決権行使のご案内】もあわせてご参照ください。

以 上

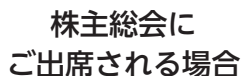
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、先述の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求の有無にかかわらず株主さまには、電子提供措置事項を記載した本書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 事業報告の「会計監査人の状況」
 - ③ 事業報告の「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ④ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただくことがあります。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。



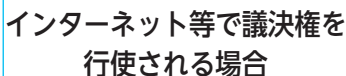
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

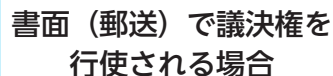
2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始:午前9時）



次頁の案内に従って、各議案の賛否
をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時15分（日本時間）
入力完了分まで



議決権行使書用紙に各議案の賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日(木曜日)
午後5時15分(日本時間)到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

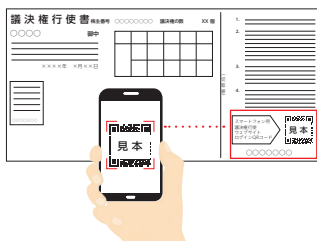
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

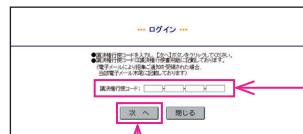
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

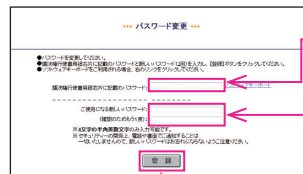
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ライブ配信および事前質問受付のご案内

株主総会当日にご自宅等から株主総会をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによる株主総会のライブ配信を実施いたします。また、株主総会に先立ち、インターネットによる事前質問を受付いたします。ぜひご活用ください。

ライブ配信

配信日時：2025年6月27日（金曜日）午前9時30分～議事終了まで
配信URL：<https://soukai-285a.jp/>



視聴方法：配信URLにアクセスし、「株主ID（株主番号）」および「共通パスワード」を入力してください。利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてログインし、ご視聴ください。

株主ID（株主番号）

議決権行使書用紙に記載
されている「株主番号」

共通パスワード

kioxialive27

事前質問の受付

当社ウェブサイトで事前質問を受付いたします。株主ID（株主番号）とご質問内容をフォームにご入力ください。

受付期間：2025年6月13日（金曜日）午前10時から6月20日（金曜日）午後5時まで
受付URL：<https://www.kioxia-holdings.com/ja-jp/contact/form-qa.html>



ライブ配信についてのご注意事項

- ・株主総会をライブ配信でご覧になる株主さまは、会社法上、出席者とは認められませんので当日の質問や議決権行使はできません。
- ・議決権を行使する意思のある株主さまは、当日会場にてご出席いただくか、事前にインターネット等又は書面（郵送）により議決権行使をお願いいたします（事前行使の方法は、3頁から4頁をご参照ください）。
- ・事前に議決権行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます。
- ・ご使用機器（機種、性能等）やご視聴環境（インターネットの接続環境等）により、ご利用できない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主さまのご負担となります。
- ・ライブ配信は、日本国内での視聴のみ対応しており、日本国外からの視聴には対応していません。

事前質問受付についてのご注意事項

- ・株主さまよりいただきましたご質問のうち、特に株主の皆さまのご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容を株主総会当日にご回答する予定です。
- ・すべてのご質問にご回答することをお約束するものではありませんので、予めご了承ください。

株主総会参考書類

第 1 号議案

取締役 6 名選任の件

取締役全員（6 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	はやさか のぶ お 早坂 伸夫	代表取締役社長 社長執行役員	再 任
2	ス テ イ シ ー ・ ス ミ ス Stacy J. Smith	取締役 会長執行役員	再 任
3	すぎもと ゆう じ 杉本 勇次	取締役	再 任
4	すえかね まさ し 末包 昌司	取締役	再 任
5	すず き ひろし 鈴木 洋	社外取締役	再 任 社 外 独 立
6	マ イ ケ ル ・ ス プ リ ン タ ー Michael R. Splinter	社外取締役	再 任 社 外 独 立

再 任

再任取締役候補者

社 外

社外取締役候補者

独 立

証券取引所の定めに基づく独立役員



所有する当社の株式数
0株
在任年数
5年11か月
取締役会出席状況
19/20回

候補者番号

1

はや さか のぶ お
早坂 伸夫

(1955年8月7日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4 月 株式会社東芝 入社
2014年 6 月 同社 執行役常務
2017年 4 月 東芝メモリ株式会社 (現キオクシア株式会社) 取締役副社長 技術本部長
2018年 8 月 東芝メモリ株式会社 (現キオクシア株式会社) 副社長執行役員 技術統括責任者
2019年 7 月 当社 代表取締役 副社長執行役員
2019年 7 月 東芝メモリ株式会社 (現キオクシア株式会社) 代表取締役 副社長執行役員 技術統括責任者
2020年 1 月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
2020年 1 月 キオクシア株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】

キオクシア株式会社 代表取締役社長 社長執行役員

取締役候補者とした理由

入社以来、研究開発業務に従事し、長年にわたり当社グループの技術開発部門を統括、牽引し、2020年1月に代表取締役社長に就任して以降は、経営者として当社グループの持続的な成長、企業価値の向上に向けた施策を主導してきました。このように、当社グループにおける豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

6年3か月

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

2

ステイシー・スミス

Stacy J. Smith

(1962年10月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1988年 8 月 Intel Corporation 入社

2018年 6 月 Autodesk Inc. 取締役会長（現任）

2018年10月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役 会長執行役員（現任）

2019年 3 月 当社 取締役 会長執行役員（現任）

2023年 1 月 Wolfspeed, Inc. 取締役（現任）

2024年 3 月 Intel Corporation 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

キオクシア株式会社 取締役 会長執行役員

Autodesk Inc. 取締役会長

Wolfspeed, Inc. 取締役

Intel Corporation 取締役

取締役候補者とした理由

Intel社においてCFOを務め、高度な財務知識と半導体業界における豊富な経験を有しています。グローバル企業として当社が躍進していくためには、同氏の高度な専門性、半導体業界に対する知見およびグローバル企業の経営経験に基づいた助言・提言などが不可欠なため、引き続き取締役候補者としました。



所有する当社の株式数

0株

在任年数

6年3か月

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

3

すぎもと ゆうじ
杉本 勇次

(1969年7月11日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1992年4月 三菱商事株式会社 入社
- 2006年6月 ベインキャピタル・アジア・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） 日本代表・アジア太平洋地域責任者（現任）
- 2018年8月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
- 2019年3月 当社 取締役（現任）
- 2019年8月 株式会社Works Human Intelligence 取締役（現任）
- 2021年3月 株式会社WHI Holdings 取締役（現任）
- 2022年11月 株式会社マッシュホールディングス 取締役（現任）
- 2023年1月 株式会社プロテリアル 取締役（現任）
- 2023年4月 株式会社エビデント 取締役（現任）
- 2023年7月 株式会社WHI Holdings 監査等委員（現任）
- 2024年6月 株式会社アウトソーシング 取締役（現任）
- 2024年7月 株式会社スノーピーク 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ベインキャピタル・ジャパン・LLC 日本代表・アジア太平洋地域責任者

取締役候補者とした理由

投資ファンドの日本代表・アジア太平洋地域責任者としてこれまで数多くの企業経営に携わっており、企業経営に関する豊富な知見を有しています。その経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言・監督を行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者としました。



所有する当社の株式数
0株
在任年数
10か月
取締役会出席状況
14/14回

候補者番号

4

すえかね まさし
末包 昌司

(1981年1月21日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2004年 4 月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社
2006年 8 月 ベインキャピタル・アジア・LLC（現ベインキャピタル・ジャパン・LLC） パートナー（現任）
2018年 8 月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
2019年 3 月 当社 社外取締役
2020年 4 月 昭和飛行機工業株式会社 取締役（現任）
2020年 8 月 当社 監査役
2023年 1 月 株式会社プロテリアル 取締役（現任）
2023年 4 月 株式会社エビデント 取締役（現任）
2024年 5 月 株式会社T&K TOKA 取締役（現任）
2024年 8 月 当社 取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

ベインキャピタル・ジャパン・LLC パートナー

取締役候補者とした理由

投資ファンドのパートナーとしてこれまで数多くの企業経営に携わっており、企業経営に関する豊富な知見を有しています。その経験と知見に基づき、当社の経営に対して有益な助言・監督を行うことが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
0株
社外取締役在任年数
6年3か月
取締役会出席状況
20/20回

候補者番号

5

すず き ひろし
鈴木 洋

(1958年8月31日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月 HOYA株式会社 入社
2003年6月 HOYA株式会社 取締役 代表執行役最高経営責任者
2004年3月 株式会社ティ・ワイ・エッチ 取締役（現任）
2011年12月 HOYA株式会社 シンガポール支店代表
2018年8月 東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社） 取締役
2019年3月 当社 社外取締役（現任）
2023年2月 OS Trading & Investments PTE.LTD. 取締役（現任）
2023年2月 RHYMS Pte. Ltd. 取締役（現任）
2023年2月 RHYMS Management Pte. Ltd. 取締役（現任）
2023年3月 株式会社ミルフィーユ 代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

該当なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

HOYA株式会社の取締役兼代表執行役最高経営責任者を長年務めるなど、経営者として経営戦略およびグローバル経営に関する豊富な知見を有すると共に、半導体業界における専門的な知見も有しています。その知見を当社の経営に活かすとともに、独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

6

マイケル・スプリンター

Michael R. Splinter

(1950年10月1日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

社外取締役在任年数

5年

取締役会出席状況

18/20回

【略歴、当社における地位及び担当】

1974年10月 Rockwell International 入社
1984年10月 Intel Corporation 入社
2003年 4 月 Applied Materials, Inc. President and CEO
2009年 3 月 Applied Material社 Chairman
2014年 1 月 WISC Partners, LP General Partner (現任)
2015年 6 月 Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd. Director (現任)
2015年 6 月 Tigo Energy, Inc. Director (現任)
2015年 9 月 MRS Business Advisors CEO (現任)
2017年 5 月 Nasdaq, Inc. Chairman
2020年 6 月 当社 社外取締役 (現任)
2023年 1 月 Nasdaq, Inc. Lead Independent Director (現任)
2025年 1 月 Natcast Trustees Chair (現任)

【重要な兼職の状況】

Nasdaq, Inc. Lead Independent Director Tigo Energy, Inc. Director
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. Director

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

海外の上場会社でグローバル企業の経営者陣を長年務め、半導体業界において国際事業に豊富な経験を有していることに加えて、NASDAQ社の会長を務め、上場会社を監督する側の知見を有しています。当社の基本戦略の審議への有益な貢献および独立した立場から当社の経営を監督することが期待できるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- ・鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏は、当社取締役会で承認された当社における独立社外取締役の独立性判断基準を満たす独立社外取締役候補者であります。当社は、独立社外取締役である両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
- ・当社は、杉本勇次氏、末包昌司氏、鈴木洋氏、及びマイケル・スプリンター氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負う旨の責任

限定契約をそれぞれ締結しております。杉本勇次氏、末包昌司氏、鈴木洋氏、及びマイケル・スプリンター氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定です。

- ・各取締役候補者は、現在、当社の取締役であり、当社は各氏が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- ・ステイシー・スミス氏は、Wolfspeed社の取締役を退任する予定です。

【ご参考】スキルマトリックス

第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会における当社取締役は下表のとおりとなります。

各取締役が任意の指名・報酬諮問委員会及び取締役会において定めた、以下のスキルを発揮することにより、中長期的な利益の拡大と継続的な企業価値の向上を実現します。

	早坂 伸夫	Stacy J. Smith	杉本 勇次	末包 昌司	鈴木 洋	Michael R. Splinter
研究開発	●	●				●
サプライチェーンマネジメント（調達・ロジ）	●	●			●	
グローバル	●	●	●	●	●	●
ファイナンス・資本政策	●	●	●	●	●	
M&A/他社とのアライアンス	●	●	●	●	●	●
半導体関連（素材・装置メーカーを含む）	●	●			●	●
IT/DX/情報セキュリティ		●			●	
キャピタルマーケット・インサイト		●	●	●		●
グローバル・インテリジェンス	●	●	●			●
製造・生産オペレーション	●	●		●	●	●
営業・マーケティング		●		●		●
企業経営（執行）	●	●	●		●	●
人材マネジメント	●	●	●	●	●	●
財務・会計		●	●	●	●	
企業法務・コンプライアンス						●
ガバナンス（監督）		●	●	●	●	●
企業戦略	●	●	●	●	●	●

（注）表中の●印は、当該取締役のすべての知識・経験・専門性を表すものではありません。

第2号議案

取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）について、2024年6月27日開催の第6期定時株主総会において、年額820百万円以内とすることにつきご承認いただいております。

当社は、取締役に対して金銭報酬として、固定報酬と業績連動報酬を支給しており、これらは、当社ビジネスを牽引する優秀な経営人材のアトラクション及びリテンションを目的に、グローバル企業として適切な報酬競争力を備える水準に見直す必要があります。

また、今般、取締役に対するリテンション等の個別事由を勘案して、金銭による特別かつ一時的な報酬（以下、「その他報酬」という。）を支給する仕組みを導入します。

この水準の見直しと仕組みの導入を踏まえ、固定報酬、業績連動報酬及びその他報酬を合算した報酬額は、年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願い申し上げます。

なお、第3号議案、及び第4号議案をご承認いただいた場合に導入する株式報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びその他報酬の総額とは別枠となります。

第1号議案を原案どおりにご承認いただきますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

また、本議案は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本株主総会に付議しております。

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第3号及び第4号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本議案は、当該方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

なお、本議案でご承認いただく当社取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬を含むものとします。

取締役の個人別の報酬については、独立役員を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会より委任を受け、上記の範囲内で決定することとします。

第3号議案

取締役に対する勤務継続型株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は2024年6月27日開催の第6期定時株主総会において年額820百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）となります。

今般、当社は、当社の取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確化し、当社の取締役が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、一層の価値共有を推進することを目的として、当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、上記の取締役の報酬の額及び第4号議案の取締役の報酬の額とは別枠にて、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下、同じ）を各対象期間（下記1.で定義する。）につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とすることにつき、ご承認をお願い申し上げます。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しております。また、第1号議案を原案どおりにご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となり、当初制度上の基準報酬は総額約1,020百万円となります。

なお、当社は、2025年5月23日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第3号及び第4号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、下記記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。また、本制度に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は、各対象期間当たり最大320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.06%にとどまります。加えて、本議案及び第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合も、それら議案に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は最大1,320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.24%にとどまります。

また、本議案は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本株主総会に付議しております。

1. 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本定時株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3年間（以下、「勤務継続期間」という。なお、当初の勤務継続期間は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の勤務継続を条件として当社株式及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）、各取締役に割当て当社の株式の総数の上限は各対象期間につき320千株（うち社外取締役の上限は40千株）とします。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しており、各取締役を支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約1,020百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3.の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとし

3. 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、勤務継続を条件に交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数（①）×45%（※）

※取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

【最終支給金額】

（基準交付株式数（①） - 最終交付株式数）×交付時株価（②）

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額（ア）÷基準株価（イ）

（ア）個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が決定します。

（イ）基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均若しくは当社株式の上場当時の公募価格等を参考として決定します。

② 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として決定します。

4. 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記3.で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3.で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3.で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1). 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2). 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- (3). その他勤務継続型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1).にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

5. 組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要しない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2.の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

第4号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む）は2024年6月27日開催の第6期定時株主総会において年額820百万円以内とすることにつきご承認いただいておりますが、第2号議案を原案どおりにご承認いただきますと、年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額36百万円以内）となります。

今般、当社は、当社の取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く。以下本議案について同様とする。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化することにより、当社の取締役に企業価値向上の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を推進することを目的として、業績目標達成度に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、上記の取締役の報酬の額及び第3号議案の取締役の報酬の額とは別枠にて、本制度に係る報酬額（株式取得のための金銭報酬債権及び金銭の総額）の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下、同じ）を各対象期間（下記1.で定義する。）につき8,851百万円、割当てる当社株式の総数の上限を各対象期間につき1,000千株とすることにつき、ご承認をお願い申し上げます。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しております。また、第1号議案を原案どおりにご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役の員数は2名となり、当初制度上の基準報酬は総額約3,220百万円となります。その他、執行役員を兼務しない取締役に對しては、業務執行の監督を担う観点から、過度なリスクテイクを回避させる必要があるため、本制度に係る報酬は支給しません。

なお、当社は、2025年5月23日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記「第3号及び第4号議案に係るご参考」に記載のとおり変更することを決議しております。本制度の仕組みは、下記記載のとおり、当該方針に沿うよう設計されたものであり、その内容は相当であると考えております。また、本制度に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は、各対象期間当たり最大1,000千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.18%にとどまります。加えて、第3号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合も、それら議案に基づき新株式発行又は自己株式処分される当社株式は最大1,320千株であり、その希薄化率は本議案の決議時点で最大0.24%にとどまります。

また、本議案は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経て、当社取締役会にて承認した上で、本株主総会に付議しております。

1. 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本定時株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「勤務継続期間」という。なお、当初の勤務継続期間は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とす

る。)の勤務継続を条件に、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間(以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。)の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する株式報酬制度(パフォーマンス・シェア・ユニット)です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、業績評価期間終了後に取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限は各対象期間につき8,851百万円、各取締役に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき1,000千株とします。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値を仮定して計算しており、各取締役に支給する当初制度上の基準報酬は各対象期間につき総額約3,220百万円となります。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割(株式無償割当を含む。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記3.の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

3. 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を用いて各業績評価期間終了後の達成度に応じて交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数(1株未満の場合は、1株に切上げ)】

基準交付株式数(①)×交付・支給率(②)×45%(※)

※取締役が生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

【最終支給金額】

(基準交付株式数(①)×交付・支給率(②)-最終交付株式数)×交付時株価(③)

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額(ア)÷基準株価(イ)

(ア) 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が決定します。

(イ) 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均若しくは当社株式の上場当時の公募価格等を参考として決定します。

② 交付・支給率

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出します。なお、本議案の承認を前提とした当初の業績評価期間における業績目標及び交付・支給率の概要については、下記「ご参考」をご参照ください。

③ 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として決定します。

4. 取締役に對する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に對して金銭報酬債権（その金額は、上記3.で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記3.で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記3.で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- (1) 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- (2) 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- (3) その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記(1).にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

5. 組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記2.の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

第4号議案に係るご参考：当初の業績評価期間（2025年6月から2028年6月までの3年間）における業績目標及び交付・支給率

当初の業績評価期間においては、下表に則り交付・支給率を決定します。

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間開始日を起点とする		交付・支給率
以上	未満	
2,501円	—	100%
2,223円	2,501円	75%
1,945円	2,223円	50%
1,667円	1,945円	25%
—	1,667円	0%

第3号及び第4号議案に係るご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

1. 基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を実現するため、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。また、本役員報酬制度は当社の事業成長・市場環境等を踏まえて定期的にアップデートします。

2. 報酬等の内容

(ア) 報酬の水準

当社ビジネスを牽引する優秀な経営人材のアトラクション及びリテンションを目的に、グローバル企業として適切な報酬競争力を備えるよう設計します。具体的には、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬水準を参考に決定します。

(イ) 報酬の構成

執行役員を兼務する取締役の報酬は、中長期の業績及び企業価値向上に対する責任を負う観点から「固定

報酬」、単年度の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動報酬」、一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（リストラクテッド・ストック・ユニット（以下、「RSU」といいます。））」及び一定期間の業績目標達成度に応じて支給する「業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット（以下、「PSU」といいます。））」で構成されます。

執行役員を兼務しない取締役の報酬は、業務執行の監督を担う観点から「固定報酬」及び一定期間の勤務継続を条件に支給する「勤務継続型株式報酬（RSU）」で構成されます。

なお、執行役員を兼務する取締役及び執行役員を兼務しない取締役それぞれの報酬の種類別の支給割合は、上記(ア)報酬の水準と同様に、半導体又はその関連業界における国内外のグローバル企業の報酬構成を参考に決定します。

① 固定報酬

「固定報酬」は、役員報酬の基本要素として、担うべき機能・役割等に応じて支給する金銭報酬です。

なお、同報酬は毎月一定の時期に支給します。

② 業績連動報酬

「業績連動報酬」は、各事業年度の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の金銭報酬です。同報酬の額は、予め設定した連結利益・キャッシュフロー等の当社業績及び経営上の重要施策に係る個人業績指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。具体的な指標とその上限値・目標値・下限値、計算式及び支給率の変動幅と、これらの指標に基づく業績の評価及び個人業績目標の達成度に基づく個人の評価について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期に支給します。

③ 勤務継続型株式報酬（RSU）

「勤務継続型株式報酬（RSU）」は、一定期間の勤務継続を条件に支給する事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額とします。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニット（株式報酬制度に基づき当社の株式及び金銭の交付を受ける権利のことをいい、以下同じとします。）として支給し、予め設定した勤務継続期間終了後に当社株式及び取締役役に生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付します。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

④ 業績連動型株式報酬（PSU）

「業績連動型株式報酬（PSU）」は、一定期間の業績目標達成度に応じて支給する業績連動型の事後交付型株式報酬です。同報酬の額は、固定報酬に一定の割合を乗じた額を各事業年度の基準額として、予め設定した当社財務・当社株式の株価等の指標の達成度に基づき算出する支給率に応じて変動します。具体的な指標とその上限値・目標値・下限値、計算式及び支給率の変動幅について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独

立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

なお、同報酬は当該事業年度に係る定時株主総会後の一定の時期にユニットとして支給し、予め設定した業績評価期間終了後に当社株式及び取締役が生じる納税資金負担を考慮した金銭を交付します。但し、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

(ウ) その他特別報酬

取締役に対するリテンション等の個別事由を勘案して、金銭による特別かつ一時的な報酬を支給する場合があります。具体的な金銭の額及び支給時期について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役３名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

3. 報酬ガバナンス

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役の個人別の報酬額について、取締役会は、客観性及び透明性を確保するために、独立役員を委員長とし、取締役３名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に決定を委任します。

(イ) 権利没収及び報酬返還条項（マルス・クローバック条項）

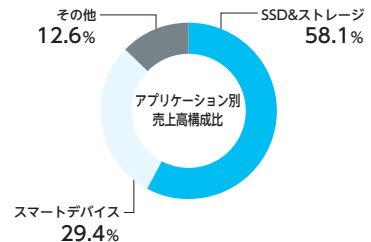
当社は、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合は、取締役会決議により、業績連動報酬並びに勤務継続型及び業績連動型株式報酬（RSU及びPSU）のユニットの全部又は一部を没収する「マルス条項」及び支給済みの金銭若しくは株式の全部又は一部の返還を請求する「クローバック条項」を設定します。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況 |

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前期比増減 (+ : 増加、 - : 減少)
売上収益	1兆7,065億円	+6,299億円
Non-GAAP営業利益	4,530億円	+7,070億円
営業利益	4,517億円	+7,044億円
税引前利益	3,707億円	+7,140億円
当期利益	2,723億円	+5,160億円
Non-GAAP親会社の所有者 に帰属する当期利益	2,660億円	+5,106億円
親会社の所有者に帰属する 当期利益	2,723億円	+5,160億円



(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社及びその子会社（以下、当社グループ）並びに関連会社及び共同支配の取決めに対する持分を含む経営成績等の状況の概要は次のとおりです。

当社グループはメモリ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略していますが、売上収益を製品の用途に応じたアプリケーション別に区分しています。「SSD & ストレージ」には主にPC、データセンター、エンタープライズ向けSSD製品及びメモリ製品が含まれています。「スマートデバイス」にはスマートフォン、タブレット、テレビ等の民生機器、車載、産業機器等の用途で使用される制御機能付きの組み込み式メモリ製品が含まれています。「その他」にはSDメモリカード、USBメモリ等のリテール向け製品及び製造合弁会社3社経由で計上されるSandiskグループ（旧Western Digitalグループ）向けの売上等が含まれています。

また、当社グループは、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」という。）及びIFRSに基づく指標の双方によって、連結経営成績を開示しています。

Non-GAAP指標は、IFRSに基づく利益から、非経常的な項目としてPPA（Purchase Price Allocation）影響額及び2022年1月下旬に発生した3次元フラッシュメモリ「BiCS FLASH™」の特定の生産工程における不純物を含む部材を起因とする四日市工場と北上工場での操業影響額並びに重要な税制の変更影響額を調整したものです。

経営者は、Non-GAAP指標を開示することで、ステークホルダーにとって同業他社比較や過年度比較が容易になり、当社グループの恒常的な経営成績や将来見通しを理解する上で有益な情報を提供できると判断しています。Non-GAAP指標は、当社グループの経営上の社内指標であり、IFRSに基づく会計項目ではなく、また、監査法人の監査又は期中レビューを受けた数値ではありません。そのため、当社グループの実際の財政状態や経営成績を正確に示していない可能性があります。なお、非経常的な項目とは、一定のルールに基づき除外すべきと当社グループが判断する一過性の利益や損失のことです。

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における世界経済は、先進国において、良好な雇用、物価上昇の鈍化、株高などが堅調な個人消費を支え、活発な設備投資もあり、景気は堅調な拡大を維持しました。新興国においては、政府による景気刺激策の継続と輸出の復調がありましたが、不動産市況低迷の影響が根強く、個人消費に回復が見られず景気の停滞が続いています。また、ウクライナや中東地域をはじめとした地政学リスクは引き続き高く、関税を巡る通商政策の変化もあり、世界経済における不透明な見通しが続いています。当連結会計年度の米ドルの平均為替レートは前年度と比較して円安に推移しました。

フラッシュメモリ市場は、出荷量（記憶容量ベース）及び販売単価ともに回復を続けてきました。アプリケーション別では、データセンター及びエンタープライズ向けSSD製品はAIのインフラ構築から市場が拡大し、堅調な需要が継続しています。PC、スマートフォンにおいては、年度前半は需要が堅調に推移したものの、年度後半には顧客の在庫調整により、出荷量の伸び悩みが見られました。

当連結会計年度の売上収益は1兆7,065億円（前期比6,299億円増加）となりました。この大幅な増収は主に、販売単価の大幅な上昇や出荷量（記憶容量ベース）が増加したこと並びに為替の好影響によるものです。

営業利益は4,517億円（前期比7,044億円改善）となりました。この大幅な改善は、前述の増収の影響に加えて、前期に生産調整による未稼働製造費用の影響1,882億円があったことなどによるものです。税引前利益は3,707億円（前期比7,140億円改善）となりました。

なお、2025年度のわが国の税制改正により2026年4月以降の法定実効税率が変更になり、その結果、当連結会計年度の法人所得税費用が72億円減少しています。

親会社の所有者に帰属する当期利益は2,723億円（前期比5,160億円改善）となりました。この改善は主に、前述の営業利益の計上によります。

また、PPA影響額等（△13億円）を除くNon-GAAP営業利益は4,530億円（前期比7,070億円改善）、さらに前述の税率変更による影響額（72億円）を除くNon-GAAP親会社の所有者に帰属する当期利益は2,660億円（前期比5,106億円改善）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における支払いベースでの当社グループの設備投資の総額は2,256億円となり、昨年度の3,051億円より795億円減少しました。この減少は、需要動向を見据えて設備投資を抑制したことによるものです。主な内容は、四日市工場と北上工場の建物及び製造設備への投資です。

中長期では、NANDフラッシュメモリの需要拡大に応え当社競争力を強化するための設備投資の継続が重要です。中期事業計画の実行期間においては投資効率の改善を進め、対売上高20%を目途とする設備投資の規律を維持します。

（主要設備投資）

	概要
当期 継続拡充	建屋、建屋内装、動力設備、製造設備

③ 資金調達の状況

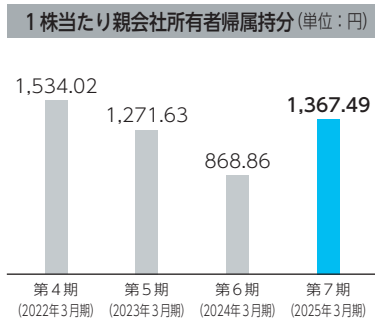
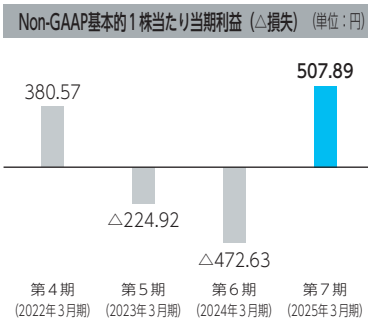
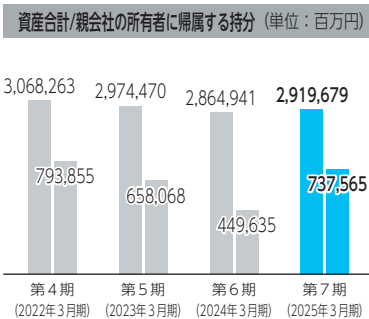
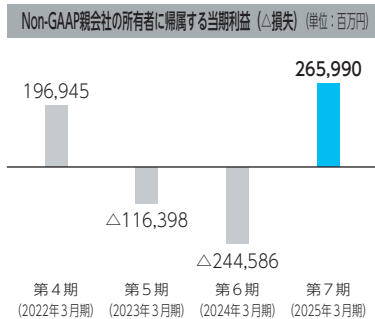
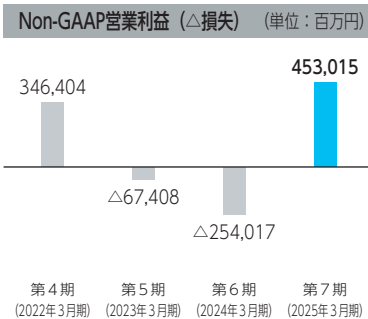
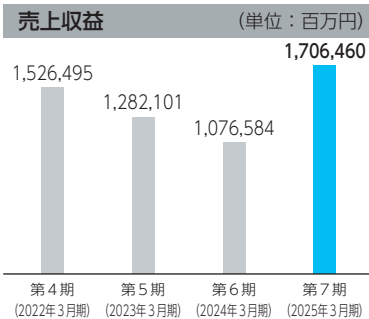
当社は、2024年6月12日付で金融機関と既存借入金の借換（リファイナンス）に係る修正契約を、2024年7月19日付で株式会社日本政策投資銀行と非転換社債型優先株式に係る修正投資契約をそれぞれ締結しています。当連結会計年度末における借入金及び非転換社債型優先株式の残高は1兆990億円となりました。

2024年12月17日を払込期日とする有償一般募集による増資により299億円（調達コスト1億円控除後）の資金調達を行いました。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況



区	分	第4期 (2022年3月期)	第5期 (2023年3月期)	第6期 (2024年3月期)	第7期 (当期) (2025年3月期)
売上収益	(百万円)	1,526,495	1,282,101	1,076,584	1,706,460
Non-GAAP営業利益 (△損失)	(百万円)	346,404	△67,408	△254,017	453,015
営業利益 (△損失)	(百万円)	216,228	△99,015	△252,698	451,748
Non-GAAP親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	(百万円)	196,945	△116,398	△244,586	265,990
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失)	(百万円)	105,921	△138,141	△243,728	272,315
Non-GAAP基本的1株当たり当期利益 (△損失)	(百万円)	380.57	△224.92	△472.63	507.89
基本的1株当たり当期利益 (△損失)	(円)	204.68	△266.94	△470.97	519.96
資産合計	(百万円)	3,068,263	2,974,470	2,864,941	2,919,679
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	793,855	658,068	449,635	737,565
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,534.02	1,271.63	868.86	1,367.49

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社等の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率 (%)(注1)	主要な事業の内容
キオクシア(株) (注2)	10,000 百万円	100.0	メモリ・SSD製品の研究、開発、設計、製造 及び販売等
キオクシア岩手(株)	10 百万円	100.0	メモリ製品の製造
キオクシアエンジニアリング(株)	200 百万円	100.0	メモリ製品の開発、設計、製造及びCIM開発 等のエンジニアリング業務受託
キオクシアエネルギー・マネジ メント(株)	10 百万円	100.0	エネルギーマネジメント事業
キオクシアシステムズ(株)	100 百万円	100.0	メモリ製品の設計・開発、顧客サポート等
キオクシアエトワール(株)	20 百万円	100.0	開発センター清掃業務、ヘルスキーパー
キオクシアアメリカ社	－	100.0	メモリ・SSD製品の研究、開発及び販売
キオクシアヨーロッパ社	25 千ユーロ	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシアテクノロジーUK社	1 ポンド	100.0	SSD製品の開発

会社名	資本金	議決権比率 (%)(注1)	主要な事業の内容
キオクシアイスラエル社	3,555 千新シェケル	100.0	SSD製品向けソフトウェアの開発
キオクシアアジア社	1,000 千香港ドル	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア中国社	58,363 千人民元	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア韓国社	3,000 百万ウォン	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシアシンガポール社	1,500 千米ドル	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア台湾社	3,066,657 千台湾ドル	100.0	メモリ・SSD製品の販売
キオクシア半導体台湾社	28,000 千台湾ドル	100.0	メモリ後工程における生産外注委託品の生産 管理
Solid State Storage Technology Corporation	2,925,704 千台湾ドル	100.0	SSD製品の製造、販売及び研究開発
その他 5社			

(注) 1. 上記の議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。

2. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、以下のとおりであります。

特定完全子会社の名称	キオクシア株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦3-1-21 田町ステーションタワーS
特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,147,267百万円
当社の当事業年度末日に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額	1,618,948百万円

3. 上記の重要子会社を含む当事業年度末日における連結子会社は22社、関連会社等は6社です。

(4) 対処すべき課題

① 拡大する市場についての対応

中期的なフラッシュメモリ市場は引き続き拡大が見込まれており、当社は競争力のある第8世代BiCS FLASH™の早期立ち上げ、市場要求に合った新製品の投入、特に市場伸長が見込まれるデータセンター・エンタープライズSSDの新製品の投入により、市場伸長に合わせた成長率を目指します。また、クライアントSSD市場で拡大が見込まれる4ビット／セル（QLC）製品の開発及び市場展開を進めます。さらに、急速に普及しているAIの活用に伴い、大規模言語モデルの開発、学習、推論用途でデータセンター、エンタープライズ向け大容量ストレージの需要の高まり、AIを搭載したエッジデバイスの登場も期待されており、当社グループはこのような新たな市場の変化を逃すことなく、業界主要企業との関係構築に努めながら、新たな需要の喚起、新規創出によるビジネス拡大を積極的に推進します。

② 開発競争力の強化

3次元フラッシュメモリは高積層化に伴い開発難易度が高まり、競争は激化しています。その中でコストや性能における競争力を維持していく技術開発が重要と考えています。高ビット密度化、高速インターフェース向けの技術開発を推進し、最先端の規格や市場要求に対応していきます。新メモリの研究開発や、BiCS FLASH™応用製品の開発、新材料やAI、システム技術の研究にも積極的に取り組みます。これらの研究開発を強化するため、2023年6月に横浜市内に新たな研究・技術開発施設の稼働を開始しました。神奈川県内に分散していた機能を集結し、研究開発の効率性を高めます。2024年4月に先端技術研究所を新設し、次世代メモリ等の研究開発、新規事業につながる技術創出を強化していきます。

③ 財務健全性の確保

引き続き財務の健全性を高めてまいります。資本構成の最適化並びにより有利な条件の実現及び財務コストの削減に取り組み、全体的な財務の安定性を高めていきます。また、強固な財務指標を維持し、財務管理を慎重に行うことにより、信用力の向上に努めます。

財務健全性の確保のため、弾力的なキャッシュ・フローの創出に注力します。具体的には、現在の投資効率を維持しつつ、設備投資については政府からの補助金も活用しながら引き続き規律あるアプローチを採用した上で、在庫管理のベストプラクティスを導入し、需要と供給のバランスの維持を図ります。

④ 生産能力拡大及び地政学リスクへの対応

拡大するフラッシュメモリ市場に対応し、需要に沿った生産能力の拡大を図ります。今後、適切なタイミングでキオクシア北上工場（岩手県）の拡張を行います。また、競争力のある最先端のBiCS FLASH™製品を市場に投入することでコスト競争力を維持しながら、投資効率を改善

し、設備投資額の最適化を行います。後工程拠点は、米中対立や台湾有事等の地政学リスクを見据えた後工程拠点計画を推進し、リスク低減を図ります。2024年2月には、キオクシア四日市工場（三重県）及びキオクシア北上工場（岩手県）における第8世代及び第9世代BiCS FLASH™を生産する設備投資計画が、経済産業大臣により、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」に基づく「特定半導体生産施設整備等計画」に認定されました。半導体は情報通信技術やエネルギー、国防など多くの分野で必要不可欠であり、当社は、日本国内における最先端フラッシュメモリの開発・生産の強化を通じて、半導体関連産業の発展に貢献してまいります。

⑤ サプライチェーンの強靱化

米中対立、中東情勢悪化、各国関税等の地政学リスクや地震等の自然災害によるサプライチェーンへの影響が、当社の調達コストの増加や製品供給網に影響を与える可能性があります。これらに対応すべく、複数の調達先確保や部品の共通化及び部品点数の削減により調達コストの改善や強靱なサプライチェーンの構築を進めます。

⑥ サステナビリティの取り組み

当社グループは、中長期的な事業活動を支える基盤を強化し、国際社会の一員としてステークホルダーの皆さまからの要請に応えていくため、サステナビリティ経営に取り組んでおります。

昨今、環境・社会に関する様々な課題が深刻化する中、当社グループは気候変動への取り組みを経営の最重要課題の一つと位置付けております。当社は気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「TCFD」）提言賛同の表明をしています。当社グループはこのTCFD提言に基づき、気候変動に対して、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの視点から分析を行い、TCFDに沿った取り組みと情報開示を積極的に進めています。2023年度においては、2050年度までに当社グループのグローバルな事業活動に伴う温室効果ガス排出量をネットゼロにするという新たな目標を設定しました。当社グループはこの目標を達成するため、地球温暖化係数の高いPFC等ガスの除害装置を対象設備に2011年度以降100%設置しています。また、2040年度までに再生可能エネルギー由来の電力比率を100%とする長期目標の達成に向け、自家消費型太陽光発電システムの導入や、再生可能エネルギー証書の市場調達を進めるなど、今後も最適かつ安定的な再生可能エネルギーの調達に努めます。

また、多様化し続ける事業環境と市場ニーズに迅速に対応していくためには、技術者をはじめとした様々な人材を確保することが必須となります。当社グループは、多様な人材がそれぞれの力を十分に発揮することが、イノベーションを創出し、企業の成長や社会への新しい価値創造につながるという考えから、女性の経営参画の推進等、ダイバーシティ（多様性）への取り組みを積極的に進めています。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

メモリ・SSD製品の研究、開発、設計、製造及び販売等

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社	
本 社	東京都港区
② 子会社	
キ オ ク シ ア 株 式 会 社	本社：東京都港区
	研究開発拠点：横浜テクノロジーキャンパス（神奈川県横浜市）
	工場：四日市工場（三重県四日市市）、北上工場（岩手県北上市）

その他の主要な子会社及び事業所所在地については「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況	
当社グループはメモリ事業の単一セグメントであり、セグメント毎の記載は省略しています。	
従業員数（名）	前事業年度末比（名）
15,042	-207

(注) 従業員数は正規従業員及び期間の定めのある雇用契約に基づく労働者のうち1年以上の勤務又は勤務を見込む従業員（当社グループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）の合計数です。

② 当社の状況			
従業員数（名）	前事業年度末比（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
127	+7	46.5	14.5

(注) 1. 従業員数は正規従業員及び期間の定めのある雇用契約に基づく労働者のうち1年以上の勤務又は勤務を見込む従業員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)の合計数です。
2. 平均勤続年数は東芝グループでの勤続年数を通算しております。
3. 執行役員につきましては、従業員数に含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,332億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,332億円
株式会社みずほ銀行	1,332億円
三井住友信託銀行株式会社	222億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年12月18日付で、当社株式は東京証券取引所プライム市場(証券コード:285A)に新規上場しました。

2 | 会社の現況 |

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

種類	発行可能株式総数 (株)
(1)普通株式	2,070,000,000
(2)甲種優先株式	1,200
(3)乙種優先株式	1,800
計	2,070,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。ただし、発行済種類株式総数の合計は発行可能株式総数を超えることができません。

② 発行済株式の総数

種類	発行済株式の総数 (株)
(1)普通株式	539,355,180
(2)甲種優先株式	1,200
(3)乙種優先株式	1,800
計	539,358,180

(注) 1. 2024年12月17日付けで実施された公募増資により、21,562,500株増加しております。
2. 当事業年度中における新株予約権の行使により、292,680株増加しております。

③ 株主数：普通株式 80,246名

甲種優先株式 1名

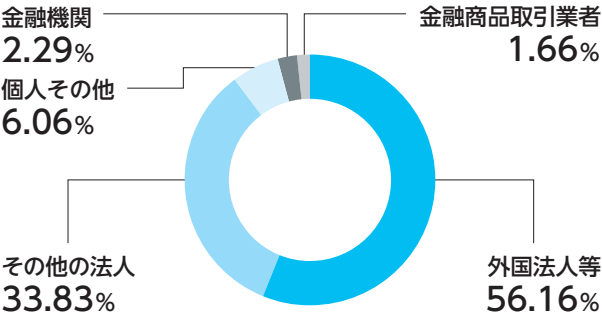
乙種優先株式 1名

④ 単元株式数：普通株式 100株

甲種優先株式 1株

乙種優先株式 1株

所有者別の株式保有比率



⑤ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社東芝	普通株式 164,489,600	30.50
BCPE Pangea Cayman, L.P.	普通株式 118,751,000	22.02
BCPE Pangea Cayman2, Ltd.	普通株式 77,400,000	14.35
BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.	普通株式 48,489,780	8.99
BCPE Pangea Cayman 1B, L.P.	普通株式 30,998,220	5.75
HOYA株式会社	普通株式 16,200,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	普通株式 9,652,900	1.79
UBSS LLC CUSTODY A/C EXCL BEN CUST UBSS LLC	普通株式 7,857,400	1.46
BBH BOSTON FOR FIDELITY SELECT PORTFOLIOS: ELECTRONICS PF- LEAD SUB	普通株式 5,007,400	0.93
J P モルガン証券株式会社	普通株式 2,230,963	0.41

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。自己株式は保有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権	第9回新株予約権
発行決議日		2019年3月12日	2019年3月12日	2022年2月2日
新株予約権の数(※)		106,797個	74,745個	9,660個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 6,407,820株 (新株予約権1個につき60株) (注1)	普通株式 4,484,700株 (新株予約権1個につき60株) (注1)	普通株式 579,600株 (新株予約権1個につき60株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり1,667円)(注1)	新株予約権1個当たり 100,000円 (1株当たり1,667円)(注1)	新株予約権1個当たり 156,000円 (1株当たり2,600円))
権利行使期間		2021年3月31日から 2029年3月11日まで	2020年3月31日から 2029年3月11日まで	2022年2月22日から 2029年3月11日まで
行使の条件		(注2)	(注3)	(注4)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,080個	新株予約権の数 47,220個	新株予約権の数 9,660個
		目的となる株式数 64,800株	目的となる株式数 2,833,200株	目的となる株式数 579,600株
		保有者数 1名	保有者数 2名	保有者数 2名

※ 当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 2020年8月27日付で行った1株を60株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」のうち「目的となる株式数」は調整されております。

2. 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 各新株予約権者と当社の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に

関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。

- ①新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOをもって行使可能となる。
- ②上記①にかかわらず、本行使可能事由（注ロ）が生じた場合には、全ての未確定の本新株予約権は、本行使可能事由の発生の直前に権利確定し、また行使可能となる（但し、2021年3月31日以降に限る。）。当社又は当社が指定する者は、行使可能となった本新株予約権又はその行使により取得した当社の普通株式について、適用ある基準日における当社の普通株式の公正価額を対価として取得することができる。

（注イ）本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間に応じた権利確定スケジュールによるものとする。権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。

2021年3月31日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する。

（注ロ）「本行使可能事由」とは、Bain Capital Private Equity, LP及びその関係会社並びにそれらが助言するファンド（以下「BCPEグループ」という。）が保有する全ての当社株式を、BCPEグループ以外の第三者に譲渡その他処分することをいう。

3. 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権者（下記(4)に記載の1名を除く。）と当社の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。

①本新株予約権者は、新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOをもって行使可能となる。

- ②上記①にかかわらず、本行使可能事由（注ロ）が生じた場合には、全ての未確定の本新株予約権は、本行使可能事由の発生の直前に権利確定し、また行使可能となる。当社又は当社が指定する者は、行使可能となった本新株予約権又はその行使により取得した当社の普通株式について、適用ある基準日における当社の普通株式の公正価額を対価として取得することができる。

（注イ）本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間に応じた権利確定スケジュールによるものとする。権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。

2020年3月31日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する。

（注ロ）「本行使可能事由」とは、Bain Capital Private Equity, LP及びその関係会社並びにそれらが助言するファンド（以下「BCPEグループ」という。）が保有する全ての当社株式を、BCPEグループ以外の第三者に譲渡その他処分することをいう。

(4) 本新株予約権者のうち1名の者と当社の間で締結した「修正新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。

- ① 修正新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定（注イ）した本新株予約権は、IPOのみをもって行使可能となる。本新株予約権者は、本新株予約権が消滅するまでの間、新株予約権割当契約書に定めるところに従って本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権割当契約書の行使条件の規定にかかわらず、支配権変動事由（注ロ）が生じた場合には、当社の取締役会は、(i)本新株予約権を消却し、その時点で権利確定している本新株予約権について、当該取引日時点における当社の普通株式の公正市場価格と、当該権利確定した各本新株予約権の行使価格の差額の合計額を、現金その他の当社の取締役会の裁量で決定する方法によって支払うこと、又は、(ii)本新株予約権の継続、引き受け、又は代替物の提供を行うこと、のいずれかを選択することができる。

（注イ）本新株予約権の権利確定は、修正新株予約権割当契約書に従い、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、そのうち一定割合（以下「期間ベース権利確定オプション」という。）については、期間に応じた権利確定スケジュールにより、残り（以下「期間兼実績ベース権利確定オプション」という。）については期間及び実績に応じた権利確定スケジュールによるものとする。上記にかかわらず、支配権変動事由が生じた場合には、その時点で本新株予約権者の雇用が有効に継続していることを条件として、期間ベース権利確定オプションの全てが当該支配権変動事由の直前に権利確定する。期間ベース及び期間兼実績ベースの権利確定スケジュールの概要は以下のとおりである。

（期間ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュール）

付与日から1年後の時点を目として、修正新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する。

上記にかかわらず、本新株予約権者の雇用が、解除事由なくして解除された場合、又は、正当事由のために退職した場合には、本新株予約権のうちその時点で権利確定して

いないものは、解除又は退職の理由、付与日から当該雇用の終了までの期間その他の事由に応じて定められる割合に応じて、当該雇用の終了時点において権利確定する。

(期間兼実績ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュール)

期間ベース及び実績ベースの両方について権利確定する必要がある、以下のスケジュールに従って権利確定する。

(i) 期間ベース権利確定：上記の期間ベース権利確定オプションに係る権利確定スケジュールに従って期間ベースの点で権利確定する。

(ii) 実績ベース権利確定：BCPE (BCPE Pangea Cayman, L.P., BCPE Pangea Cayman 1A, L.P., 及びBCPE Pangea Cayman 1B, L.P.の総称をいう。以下同じ。) がその累積投資額 (特定の時点までにBCPE保有株と引き換えにBCPEによって投資された金額の総合計額をいう。) に対して一定の倍率以上の現金収益 ((i)BCPE保有株についてBCPEが現金で受領する売上収益、分配額、剰余金配当、及び、(ii)IPO後6か月間におけるBCPE保有株の市場における取引価値をいう。) を達成した場合に、期間兼実績ベース権利確定オプションの100%について実績ベースの点で権利確定する。

(注口) 「支配権変動事由」とは、(i)BCPE又はその関係会社による、BCPEの関係会社以外のエンティティ等へのBCPE保有株の売却、(ii)当社の全資産若しくは実質的な全資産のBCPEの関係会社以外のエンティティ等への売却若しくは譲渡、又は(iii)当社とBCPEの関係会社以外のエンティティとの合併若しくは統合であって、その直後に、BCPE及びその関係会社以外の者が本取締役会 ((iii)の場合においては存続会社の取締役会) の過半数を選任する権利を有することになるものをいう。

4. 行使条件は以下のとおりです。

- (1) 1個の本新株予約権の分割行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 本新株予約権は、次のいずれかの事由のみをもって行使可能となる。

① IPO (適用ある証券法に基づく届出書により、又は当社の議決権付株式が金融証券取引所に上場することに伴い、金銭を対価とする公募又は売出しがなされることをいう) であって、普通株主 (本新株予約権の割当契約締結日において当会社の普通株式を保有する者をいう。) が当該IPOにおいて普通株主保有株 (本新株予約権の割当契約締結日において普通株主が保有する当会社の普通株式をいう。) の全てを売却したとすれば、累積投資額 (特定の時点までに普通株式及び転換型優先株式と引き換えに普通株主によって投資された金額の総合計額をいう。) に対して一定の倍率以上の現金収益 ((i)普通株主保有株について普通株主が現金で受領する売

上収益、分配額、剰余金配当、及び、(ii)普通株主保有株が金融商品取引所において取引されることとなるIPO（そのような取引される普通株主保有株を「取引可能証券」という。）から6か月間の間における、取引可能証券の価値をいう。取引可能証券の価値は、各基準日において算定され、当該基準日における該当金融商品取引所の取引終了時点の平均市場価格に、IPO直後に普通株主が保有する当会社の普通株式数を乗じて得られる金額と同額とする。）を達成することができること

- ② 当該IPO後において普通株主が累積投資額に対して一定の倍率以上の現金収益を達成すること
- (4) 上記の他、各新株予約権者と当社の間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められる行使の条件に関する事項（新株予約権割当契約書ごとに一部異なる。）のうち、主なものの概要は、以下のとおりである。

- ① 本新株予約権者は、新株予約権割当契約書に定めるスケジュールに従って権利確定し（注イ）、かつ、適格IPO（注ロ）に伴って行使可能となった限度において、本新株予約権が消滅するまでの間、新株予約権割当契約書に定めるところに従って本新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権割当契約書の行使条件の規定にかかわらず、適格支配権変動事由（注ハ）が生じた場合には、当社の取締役会は、(i)本新株予約権を消却し、その時点で権利確定している本新株予約権について、当該取引日時点における当社の普通株式の公正市場価格と、当該権利確定した各本新株予約権の行使価格の差額の合計額を、現金その他の当社の取締役会の裁量で決定する方法によって支払うこと、又は、(ii)本新株予約権の継続、引き受け、又は代替物の提供を行うこと、のいずれかを選択することができる。

（注イ）本新株予約権の権利確定は、各権利確定時点において本新株予約権者の雇用が継続していることを条件として、期間及び/又は実績に応じた権利確定スケジュールによるものとする。本新株予約権が権利確定するためには、各新株予約権割当契約書に従い、期間ベースで、又は、期間及び実績ベース双方で権利確定していなければならないものとする。期間及び実績ベースの権利確定スケジュールの主なものの概要は以下のとおりである。

（期間ベースの権利確定スケジュール）

割当日を初日として、各新株予約権割当契約書に定められた各時点において、当該本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の一定割合（累積）が順次権利確定する（本新株予約権者の雇用が各権利確定日において存続していることを条件とする。）。

（実績ベースの権利確定スケジュール）

- (i) 普通株主がその累積投資額に対して一定の倍率以上の現金収益を達成した場合には、本新株予約権の100%が実績ベースで権利確定する（本新株予約権者の雇用が

各権利確定日において存続していることを条件とする。) 。

(ii) 適格支配権変動事由が生じた場合には、本新株予約権の全てが当該適格支配権変動事由の直前に権利確定する (適格支配権変動事由の時点で本新株予約権者の雇用が有効に継続していることを条件とする。) 。

(iii) 本新株予約権者の雇用が、当社又はその関係会社によって、解除事由なくして解除された場合、又は、本新株予約権者が正当事由のために退職した場合には、本新株予約権のうちその時点で権利確定していないものについては、雇用の終了時点で権利確定する。

(注口) 「適格IPO」とは、(i)IPOであって、普通株主が当該IPOにおいて普通株主保有株の全てを売却したとすれば、累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することができるとの、又は(ii)当該IPO後において普通株主が累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することをいう。

(注ハ) 「適格支配権変動事由」とは、支配権変動事由であって、それによって普通株主が当該支配権変動事由に伴って普通株主保有株の全てを売却したとすれば、累積投資額の一定の倍率以上の現金収益を達成することができるものをいう。「支配権変動事由」とは、(i)BCPE (BCPE Pangea Cayman, L.P.、BCPE Pangea Cayman 1A, L.P.及びBCPE Pangea Cayman 1B, L.P.の総称をいう。以下同じ。) 又はその関係会社による、BCPEの関係会社以外のエンティティ等へのBCPE保有株の売却、(ii)当社の全資産若しくは実質的な全資産のBCPEの関係会社以外のエンティティ等への売却若しくは譲渡、又は(iii)当社とBCPEの関係会社以外のエンティティとの合併若しくは統合であって、その直後に、BCPE及びその関係会社以外の者が本取締役会(iii)の場合においては存続会社の取締役会) の過半数を選任する権利を有することになるものをいう。

- ② **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	早 坂 伸 夫	社長執行役員 キオクシア株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
取 締 役	ステイシー・スミス (Stacy J. Smith)	会長執行役員 キオクシア株式会社 取締役 会長執行役員 Autodesk Inc. 取締役会長 Wolfspeed, Inc. 取締役 Intel Corporation 取締役
取 締 役	杉 本 勇 次	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャ パン・ＬＬＣ 日本代表・アジア太平洋地域責任者
取 締 役	末 包 昌 司	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャ パン・ＬＬＣ パートナー
社 外 取 締 役	鈴 木 洋	
社 外 取 締 役	マ イ ケ ル ・ ス プ リ ン タ ー (Michael R. Splinter)	Nasdaq, Inc. Lead Independent Director Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd. Director Tigo Energy, Inc. Director
社 外 監 査 役 (常 勤)	森 田 功	キオクシア株式会社 監査役
社 外 監 査 役 (非 常 勤)	畑 野 耕 逸	
監 査 役 (非 常 勤)	中 浜 俊 介	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャ パン・ＬＬＣ パートナー

- (注) 1. 常勤監査役森田功氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 2024年8月29日をもって、デイビッド・グロス氏は取締役を辞任いたしました。
3. 2024年8月29日付で、末包昌司氏は監査役から取締役に就任いたしました。
4. 2024年8月29日付で、中浜俊介氏は監査役に就任いたしました。
5. 取締役杉本勇次氏及び末包昌司氏、監査役中浜俊介氏の重要な兼職先であるベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・ＬＬＣは、2025年4月1日付で、商号をベインキャピタル・ジャパン・ＬＬＣに変更しております。
6. 当社は、社外取締役鈴木洋氏及びマイケル・スプリンター氏、社外監査役森田功氏及び畑野耕逸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② **責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役を含む非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

③ **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

④ **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

イ. 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役、監査役、社外派遣役員、執行役員及び管理職従業員。

ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員として行った業務（不作為を含み、執行役員、管理職従業員については会社のために行った業務をいいます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、被保険者が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の役員等としての職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	331 (43)	265 (43)	66 (-)	- (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	31 (31)	31 (31)	- (-)	- (-)	2 (2)
計 (うち社外役員)	362 (74)	296 (74)	66 (-)	- (-)	6 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、執行役員を兼務する取締役の執行役員分報酬を含みます。
2. 対象となる役員の員数には無報酬の役員を含めておりません。
3. 業績連動報酬の算定期間は2023年4月1日～2024年3月31日になります。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

取締役のうち執行役員を兼ねる者については、業績との連動を強化し、計画達成度による会社業績と担当する業務における重点事項の達成度に応じた支給額とすることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。業績連動報酬の額は、執行役員の業績向上のインセンティブとして、下限は0円、上限は執行役員の役位に応じた額としています。業績連動報酬の具体的な支給額を算出する際の指標は、執行役員に共通指標として設定している利益やキャッシュ・フロー等の計画達成度合いと、執行役員個別に設定している当社普通株式の上場や後進の選出、ガバナンスの強化等、経営上重要な施策の進捗状況の二つとしております。上記指標の、利益やキャッシュ・フロー等の計画達成度合いは、当社の業績に明確に反映される重要なものであることから採用しました。

なお、上限額における業績連動報酬の構成比は、前者が6割、後者が4割と設定しており、(3)⑤イ.における業績連動報酬の達成度は概ね30%です。

ハ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2024年6月27日付第6期定時株主総会において年額8億2,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）。当該株主総会終結時点の取締役員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年6月30日付第2期定時株主総会において年額6,700万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

ホ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を2024年12月20日付の取締役会において、以下のとおり決議しております。

<基本方針>

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、持続的な企業価値の向上を実現するため、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。

取締役の個人別の報酬等の決定方針は以下のとおりです。

<報酬の構成>

取締役（執行役員を兼ねる者を除く）は、当社役員が担うべき機能・役割等に応じた「固定報酬」のみとします。また、取締役のうち執行役員を兼ねる者については、当社役員が担うべき機能・役割等に応じた「固定報酬」に加え、計画達成度による会社業績と担当する業務における重点事項の達成度に応じて支給する「業績連動報酬」で構成するものとします。

<固定報酬>

「固定報酬」の報酬水準は、担うべき機能・役割等に応じた水準を設定するものとし、市場と比較しても十分な競争力のある水準とします。

「固定報酬」は、職務遂行の対価として毎月支給します。

<業績連動報酬>

「業績連動報酬」の具体的な支給額を算出する際の指標は、利益やキャッシュ・フロー等の計画達成度合いと、担当している経営上重要な個々の施策（当社普通株式の上場や後進の選出、ガバナンスの強化等）の進捗状況の二つとします。「業績連動報酬」の額は、業績向上のインセンティブとして、下限は0円、上限は役割に応じた額とします。なお、上限の場合の構成比は、計画達成度合い部分が6割、担当している経営上重要な個々の施策の部分が4割となるものとします。「業績連動報酬」は、年1回支給します。

＜非金銭報酬＞

該当なし。

＜報酬等の種類別の支給割合＞

取締役（執行役員を兼ねる者を除く）の報酬等の種類別の支給割合は、「固定報酬」は100%、「業績連動報酬」は0%となります。

また、取締役のうち執行役員を兼ねる者の報酬等の種類別の支給割合は、役割別に設定するものとし、「固定報酬」は50%～60%、「業績連動報酬」は40%～50%とします。

＜取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について＞

取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき審議された指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定します。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において取締役会は、代表取締役社長兼社長執行役員の早坂伸夫に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しておりました。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当社は2024年11月22日に、独立社外取締役を委員長とし、取締役又は監査役3名以上で、かつその過半数は東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した者で構成される任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の報酬決定における客観性及び透明性を確保するために、2025年5月15日の取締役会においては、同委員会が取締役のみで構成されていることを条件として、同委員会に対し、各取締役の基本報酬の額及び執行役員を兼ねる各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定が委任されております。

ト. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 マイケル・スプリンター氏は、Taiwan Semiconductor Manufacturing Co.,Ltd.の取締役であります。Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.は当社との間に半導体関連製品・部材の取引関係があります。なお、同氏の他の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査役である森田功氏は、当社の社外監査役及び当社の子会社であるキオクシア株式会社の監査役以外に他社の役員又は使用人の兼務はありません。
- ・監査役である畑野耕逸氏は、当社の社外監査役以外に他社の役員又は使用人の兼務はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要 出席状況及び発言状況
取締役 鈴木 洋	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回に出席し、広範囲にわたる製造業に関する知見に基づく発言を行っています。また、取締役間の問題意識の共有化等を目的とした会議体（取締役カウンスル）での積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員長としての役割を通じ、社外取締役としての職責を果たしています。
取締役 マイケル・スプリンター	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、半導体業界における国際事業の豊富な経験・知見に基づく発言を行っています。また、取締役間の問題意識の共有化等を目的とした会議体（取締役カウンスル）での積極的な発言や指名・報酬諮問委員会の委員としての役割を通じ、社外取締役としての職責を果たしています。
監査役 森 田 功	当事業年度開催の取締役会20回のうち20回、監査役会15回のうち15回に出席し、メモリ・ストレージの知見や経営に関する豊富な知見を活かし、主にガバナンスの健全性確認の観点からの発言を行っています。
監査役 畑 野 耕 逸	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回、監査役会15回のうち15回に出席し、人事総務分野に関する高い知見を活かし、主にガバナンスの健全性確認の観点から、の発言を行っています。

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	806,709	流動負債	985,173
現金及び現金同等物	167,932	借入金	246,508
営業債権及びその他の債権	238,594	営業債務及びその他の債務	504,011
その他の金融資産	3,971	リース負債	42,521
棚卸資産	352,863	その他の金融負債	28,058
その他の流動資産	43,349	未払法人所得税	38,183
非流動資産	2,112,970	引当金	3,328
有形固定資産	1,100,181	その他の流動負債	122,564
使用権資産	197,063	非流動負債	1,196,810
のれん	395,256	借入金	531,198
無形資産	10,658	リース負債	179,294
持分法で会計処理されている投資	7,401	その他の金融負債	321,261
その他の金融資産	63,179	退職給付に係る負債	46,477
その他の非流動資産	20,069	引当金	7,560
繰延税金資産	319,163	その他の非流動負債	111,017
		繰延税金負債	3
		負債合計	2,181,983
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	737,565
		資本金	25,239
		資本剰余金	866,665
		その他の資本の構成要素	35,208
		利益剰余金	△189,547
		非支配持分	131
		資本合計	737,696
資産合計	2,919,679	負債及び資本合計	2,919,679

連結損益計算書 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目				金額
売	上	収	益	1,706,460
売	上	原	価	1,137,027
売 上 総 利 益				569,433
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				127,851
そ の 他 の 収 益				14,675
そ の 他 の 費 用				4,509
営 業 利 益				451,748
金 融 収 益				3,707
金 融 費 用				85,328
持 分 法 に よ る 投 資 利 益				542
税 引 前 利 益				370,669
法 人 所 得 税 費 用				98,348
当 期 利 益				272,321
当 期 利 益 の 帰 属				
親 会 社 の 所 有 者				272,315
非 支 配 持 分				6
当 期 利 益				272,321

連結持分変動計算書 (自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	その他の 資本の 構成要素	利益剰余金	親会社の 所有者に 帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
2024年4月1日残高	10,000	851,517	51,172	△463,054	449,635	131	449,766
当期利益	-	-	-	272,315	272,315	6	272,321
その他の包括利益	-	-	△14,734	-	△14,734	△6	△14,740
当期包括利益合計	-	-	△14,734	272,315	257,581	0	257,581
新株の発行	15,229	15,138	-	-	30,367	-	30,367
株式報酬取引	10	10	△40	2	△18	-	△18
その他の資本の 構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	△1,190	1,190	-	-	-
所有者との取引額合計	15,239	15,148	△1,230	1,192	30,349	-	30,349
2025年3月31日残高	25,239	866,665	35,208	△189,547	737,565	131	737,696

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	181,786	流動負債	146,574
現金及び預金	676	1年内返済予定の長期借入金	140,000
未収入金	3,441	未払金	829
未収収益	851	未払費用	4,891
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	140,000	未払法人税等	657
関係会社預け金	36,700	未払消費税等	126
前払費用	95	その他	68
その他	21	固定負債	301,984
固定資産	1,437,162	長期借入金	299,541
有形固定資産	1	関係会社長期預り金	2,222
工具、器具及び備品	1	その他	221
投資その他の資産	1,437,161	負債合計	448,559
関係会社株式	1,147,267	(純資産の部)	
関係会社長期貸付金	285,941	株主資本	1,169,532
繰延税金資産	1,729	資本金	25,238
その他	2,222	資本剰余金	1,142,695
		資本準備金	16,639
		その他資本剰余金	1,126,056
		利益剰余金	1,598
		利益準備金	1,099
		その他利益剰余金	499
		繰越利益剰余金	499
		新株予約権	856
		純資産合計	1,170,389
資産合計	1,618,948	負債及び純資産合計	1,618,948

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科目				金額	
営	業	収	益		8,570
営	業	費	用		8,483
	販	売	費 及 び 一 般 管 理 費		8,483
	営	業	利 益		86
営	業	外	収 益		
	受	取	利 息	22,008	
	受	取	手 数 料	25,432	
	雑		収 入	1	47,442
営	業	外	費 用		
	支	払	利 息	21,150	
	支	払	手 数 料	25,003	
	雑		損 失	611	46,766
	経	常	利 益		763
特	別	利	益		
	新	株	予 約 権 戻 入 益	1	1
	税	引	前 当 期 純 利 益		764
	法	人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	808	
	法	人	税 等 調 整 額	△542	265
	当	期	純 利 益		499

株主資本等変動計算書 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
2024年 4 月 1 日残高	10,000	1,400	1,138,268	1,139,668	1,099	1,354	2,454	1,152,122
当期変動額								
新株の発行	15,228	15,228	-	15,228	-	-	-	30,457
株式報酬取引	10	10	-	10	-	-	-	20
剰余金の配当	-	-	△12,211	△12,211	-	△1,354	△1,354	△13,566
当期純利益	-	-	-	-	-	499	499	499
株主資本以外の項目の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	15,238	15,238	△12,211	3,026	-	△855	△855	17,409
2025年 3 月31日残高	25,238	16,639	1,126,056	1,142,695	1,099	499	1,598	1,169,532

	新株予約権	純資産合計
2024年 4 月 1 日残高	897	1,153,019
当期変動額		
新株の発行	-	30,457
株式報酬取引	-	20
剰余金の配当	-	△13,566
当期純利益	-	499
株主資本以外の項目の変動額（純額）	△40	△40
当期変動額合計	△40	17,369
2025年 3 月31日残高	856	1,170,389

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	澤	山	宏	行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	臼	杵	大	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	川	雅	嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キオクシアホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キオクシアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 澤 山 宏 行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼 杵 大 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 川 雅 嗣
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キオクシアホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社
の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうか
についての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限監査責任法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限監査責任法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

キオクシアホールディングス株式会社
監 査 役 会

常 勤 監 査 役 森 田 功 ㊞

社 外 監 査 役 畑 野 耕 逸 ㊞

社 外 監 査 役 中 浜 俊 介 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内図

会場 ベルサール高田馬場

東京都新宿区大久保三丁目8番2号

※駐車場・駐輪場の準備は致しておりません。

交通

JR山手線・西武新宿線

「高田馬場駅」

戸山口 より徒歩約7分

早稲田口 より徒歩約8分

東京メトロ東西線

「高田馬場駅」

5番出口 より徒歩約8分

東京メトロ東西線

「西早稲田駅」

2番出口 より徒歩約10分



キオクシアホールディングス株式会社

